

元気な集落づくり支援相談窓口設置要綱

(目的)

第1条 各市町の集落対策の取組みを支援するとともに、集落の現状を把握し、集落機能の維持・活性化を図るために有用な情報の提供及び助言等を行うため、企画振興部地域振興局地域政策課（以下「地域政策課」という。）、地方局総務企画部地域政策課（以下「地方局地域政策課」という。）及び支局総務県民室（以下「総務県民室」という。）に元気な集落づくり支援相談窓口（以下「支援相談窓口」という。）を設置する。

(任務)

第2条 支援相談窓口は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 各市町又は集落住民に対する、集落機能の維持・活性化を図るために活用可能な助成事業等の情報の提供及び助言
- (2) 元気な集落づくりモデル事業の推進及び住民主体の集落づくりの普及
- (3) 集落づくりに関する情報の収集及び分析
- (4) 集落の有する課題の解決及び要望の処理のための関係課及び室との連絡調整

(組織)

第3条 支援相談窓口は、元気な集落づくり支援統括員（以下「支援統括員」という。）、元気な集落づくり支援相談員（以下「支援相談員」という。）及び元気な集落づくり支援補助員をもって組織する。

- 2 支援統括員は、地域政策課主幹の職にある者をもって充てる。
- 3 支援員は、地方局地域政策課主幹（地方局地域政策課長が指名した者。）及び総務県民室地域政策班長の職にある者をもって充てる。
- 4 支援補助員は、地域政策課地域づくり支援グループ、地方局地域政策課のうち地方局地域政策課長が指定した係及び総務県民室地域政策係に属する職員をもって充てる。
- 5 支援統括員は、上司の命令を受け、必要に応じ、支援員がその役割を發揮できるよう情報提供、助言等を行う。

(運営)

第4条 支援統括員及び支援員（以下「専任担当者」という。）は、その業務の処理に当たり必要があると認めるときは、各課長（室長を含む。以下同じ。）に対し、資料の提供その他協力を求めることができる。

- 2 各課長は、この要綱の目的を達成するため、専任担当者の求めに応じて必要な協力を行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援相談窓口の運営に関し必要な事項は、企画振興部長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。